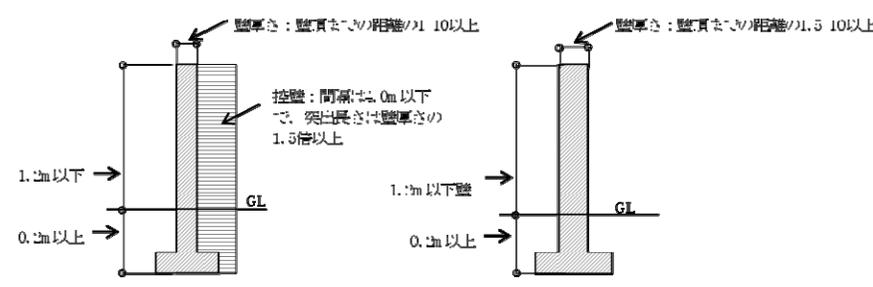
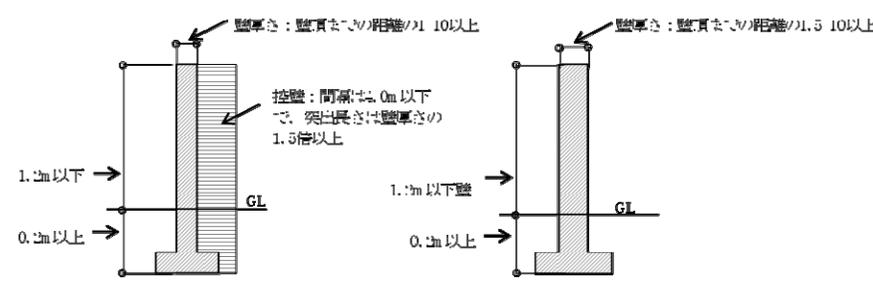


この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/pdf/ybook2015seigo2.pdf>) でご確認ください。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
1	9	令第81条 関係告示	<ul style="list-style-type: none"> ・平13国交告第1540号 (枠組壁工法・木質プレハブ工法) ・平13国交告第1641号 (薄板軽量形鋼造) ・平14国交告第474号 ： ・平17国交告第631号 (エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等) ・平19国交告第832号 (令第82条等と同等の構造計算の基準) ・平19国交告第1274号 	<ul style="list-style-type: none"> ・平13国交告第1540号 (枠組壁工法・木質プレハブ工法) ・平14国交告第474号 ： ： ・平17国交告第631号 (エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等) ・平19国交告第1274号 	H28/1/12追加
2	30	L7	・・・が前号イ若しくはハ又はホ(木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。)及びトに該当するもの以外のもの	・・・が前号イ若しくはハ又はホ(木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。)に該当するもの以外のもの	H30/4/12追加
3	30	L15	(1) 平成14年国土交通省告示第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの	(1) 平成14年国土交通省告示第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当し、天井がトに該当するもの	H30/4/12追加
4	30	L17	(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当し、天井がトに該当するもの	(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの	H30/4/12追加
5	30	L21	(2) 骨組の構造が第一号イ(5)に適合するもの	(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの	H30/4/12追加
6	34	構造種別規模によるもの 骨組膜構造 上表	(略) ・骨組の構造が平19国交告第593号第五号イからへのいずれかに適合 ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合	(略) ・骨組の構造が平19国交告第593号第五号イからへのいずれかに適合	H30/4/12追加
7	34	構造種別規模によるもの 骨組膜構造 下表	・平14国交告第666号第5第1項各号, 第2項から第6項(第4項を除く)に規定する構造計算 ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合	・平14国交告第666号第5第1項各号, 第2項から第6項(第4項を除く)に規定する構造計算	H30/4/12追加
8	45	平27国交告第189号囲み内 L3	第81条第2項第一号イ	第81条第2項第二号イ	H27/10/5追加
9	45	平27国交告第189号囲み内 L8	桁行方向のいずれかの	桁行方向のうちいずれかの	H27/10/5追加
10	45	平27国交告第189号囲み内 L15	イ 前号イ及びロに定める…	イ 前号イ又はロに定める…	H27/10/5追加
11	45	平27国交告第189号囲み内 L17	桁行方向のいずれかの	桁行方向のうちいずれかの	H27/10/5追加
12	45	平27国交告第189号囲み内 L19	(2) (1)の規定	(2) (1)イの規定	H27/10/5追加

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
13	64	政令129条の2 の4囲み内 L3	一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5(これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、第129条の6第一号、 <u>第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定(第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。)</u> に適合すること。	一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5(これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、第129条の6第一号並びに <u>第129条の8第1項の規定(第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。)</u> に適合すること。	H28/1/12追加
14	93	断面形状及び寸法の表(四)αの値	1/1080	1/1080	数字の1→英字のI
15	109	L29	六 平成12年建設省告示第1452号 <u>第六号</u> の規定に基づき、	六 平成12年建設省告示第1452号 <u>第七号</u> の規定に基づき、	R1/6/24追加
16	111-1	L15	③の規定は、壁量規定中のいわゆる1/4ルール(<u>11</u> 参照)について、	③の規定は、壁量規定中のいわゆる1/4ルール(<u>10</u> 参照)について、	R1/6/24追加
17	134	L5	削除	(1) 組積造は、地震のない国において、れんが又は石等の比較的大きな圧縮強度に期待して発達した構造である。地震の多い我が国では、過去に幾多の地震被害例があり、現在では、ごく小規模あるいは特殊な用途に使われている。	H28/11/21追加
18	142	L10			H28/11/17 差し替え
19	166	L25	(3) 骨材(細骨材、粗骨材)は、適切な粒形及び粒度分布を有したものでないと、	(3) 骨材(細骨材、粗骨材)は、適切な粒形をもち、細粗粒が適度に分布したものでないと、	H28/11/17追加
20	183	別表(は)せき板	1平方メートルにつき5ニュートン	1平方センチメートルにつき5ニュートン	H30/8/13追加
19	209 L34 211 L11		「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び <u>同解説</u> 」	「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び <u>解説</u> 」	H29/03/09追加
20	212	政令第80条の3	最終改正 平成27年1月15日政令第6号		H30/1/31追加
21	212	囲み内 L3	<u>第9条</u> 第1項	<u>第8条</u> 第1項	H30/1/31追加
22	212	囲み内 L5 囲み内 L11	同法 <u>第9条</u> 第2項	同法 <u>第8条</u> 第2項	H30/1/31追加
23	212	囲み内 L9	河道閉塞	河道閉鎖	H30/1/31追加
24	212	L12	(土砂法 <u>第9条</u> 第2項)	(土砂法 <u>第8条</u> 第2項)	H30/1/31追加

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
25	226	図3.11-5 土石等の堆積による荷重の分布係数			R1/6/24追加
26	227	L11、12 式(1)	$U_i = 2Mp Ly \theta + Mp Lx \theta + 2Mp \left(Ly - \frac{Lx}{2} \right) \theta + \underline{2\sqrt{2}}Mp Lx \alpha \theta$ $= 4Mp Ly \frac{\delta_0}{Lx} + 2Mp \delta_0 + 4Mp \left(Ly - \frac{Lx}{2} \right) \frac{\delta_0}{Lx} + \underline{4Mp} \delta_0$	$U_i = 2Mp Ly \theta + Mp Lx \theta + 2Mp \left(Ly - \frac{Lx}{2} \right) \theta + \sqrt{2}Mp Lx \alpha \theta$ $= 4Mp Ly \frac{\delta_0}{Lx} + 2Mp \delta_0 + 4Mp \left(Ly - \frac{Lx}{2} \right) \frac{\delta_0}{Lx} + \underline{2Mp} \delta_0$	R1/6/24追加
27	247	政令第81条囲み内 L5	三 屋根ふき材、 <u>特定天井</u> 、外装材及び屋外に…	三 屋根ふき材、 <u>外装材</u> 及び屋外に…	H27/10/5追加
28	304	L20 [判定例]①[例1]	この場合は、 <u>支持層</u> である…	この場合は、 <u>持層</u> である…	H27/10/5追加
29	462	囲み内	λ 建物のうち…又は鉄骨造である階	λ 建物のうち…又は鉄筋造である階	H30/1/31追加
30	503	図8.5-3出典	(日本建築センター他「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」より)	(日本膜構造協会「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」より)	H29/03/09追加
31	561	L20 キャプション	図9.6-2 平板載荷試験による許容応力度とNswの関係 ²¹⁾	図9.6-2 平板載荷試験による許容応力度とNswの関係 ³⁾	H30/2/16追加
32	569	図9.6-7			H27/10/5 psiの矢印指し位置の修正
33	581	L33 追加	21)(独) 都市再生機構、宅地耐震設計マニュアル(案), 2003		H30/2/16追加
34	619	(付1.2-15)	$Q_u = wA_3 \cdot \sigma_u / \sqrt{3}$	$Q_u = wA_3 \cdot \sigma_u \sqrt{3}$	H30/2/16追加
35	631	L1	$\frac{C_y}{2B_x} < F_c$	$\frac{C_y}{2B_x} < F_c$	H29/07/28追加
36	631	L8	x:ベースプレート端部から…	x:ベースプレート端部から…	H29/07/28追加
37	631	L15	…、ボルトのせん断耐力を <u>コーン状破壊耐力</u> が上回る条件から、次のように導かれる。	…、ボルトのせん断耐力が <u>コーン状破壊耐力</u> を上回る条件から、次のように導かれる。	H30/5/14追加

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
37	644	L9	$N/N_y > A_w/2A$ であるので $M_{pc} = \frac{2 \cdot A}{A + 2 \cdot A_f} \cdot \left(1 - \frac{N}{N_y}\right) \cdot M_p$ $1.3 \times M_{pc} = 1.3 \times \frac{2 \times 186}{186 + 2 \times 48} \times \left(1 - \frac{1,224}{4,371}\right) \times 2,710 \times 10^{-6} \times 235 \times 10^3$ $= 786kN \cdot m$	$N/N_y < A_w/2A$ であるので $M_{pc} = M_p$ $1.3 \times M_{pc} = 1.3 \times 2,710 \times 10^{-6} \times 235 \times 10^3 = 828kN \cdot m$	H30/8/17追加
38	651	L7	また、 $\alpha/D=1.0\sim 2.0$ の範囲の部材の降伏時剛性低下率 α_y は(付1.3-4)式・・・	また、 $\alpha/D=1.0\sim 2.0$ の範囲の部材の降伏時剛性低下率 d_y は(付1.3-4)式・・・	H30/8/17追加
39	667	L3	(N・mm)	(N/mm ²)	H29/07/28追加
40	671	L30	de : 引張鉄筋群の重心から圧縮縁までの距離(付図1.3-12参照) (mm)	de : 引張鉄筋群の重心から圧縮縁までの距離(付図1.3-13参照) (mm)	H29/07/28追加
41	679	L26～30	通常は壁量が十分にあり、接合部に作用するせん断力が十分に小さいと考えられることから、許容応力度計算を省略して良い。しかし、壁量が少ない場合や柱はり接合部の周囲に壁が配置されない場合など、変形量が大きい接合部では、許容応力度計算を行う必要がある。このときには、たとえばRC規準(2010)15条・・・	通常は壁量が十分にあり、柱はり接合部に作用するせん断力が小さいと考えられることから、許容応力度計算を省略することができる。ただし、壁量が少なく柱はり接合部の周囲に壁が配置されない場合などは、作用するせん断力が大きくなるため、接合部の性能を許容応力度計算で確認する必要がある。許容応力度計算を行う場合は、RC規準(2010)15条・・・	
42	695	L32～33	19) 国立研究開発法人建築研究所 向井智久他：実験	19) 向井ら：実験データベースを用いた鉄筋コンクリート造部材の構造特性評価式の検討と検証結果，建築研究資料，2015.12(出版予定)	H29/02/10追加
43	778	平17国交告第566号囲み内L19	ハ 建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4、令第129条の5(これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、 <u>令第129条の8第1項並びに令第129条の12第1項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。</u>	ハ 建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4及び令第129条の5(これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。) <u>並びに第129条の8第1項の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。</u>	H28/1/12追加